

議案第 58 号

鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例

鴨川市附属機関設置条例(平成 31 年鴨川市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。
別表 1 市長の附属機関の表鴨川市観光振興検討委員会の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。
別表第 3 観光振興検討委員会の委員の項を削る。